

# 第5回板橋区自治基本条例区民ワークショップ記録

日 時	平成 22 年 8 月 19 日 (木) 19:00~21:00	
場 所	文化会館 4 階大会議室	
参加者	区民ワークショップ会員：35 名 コーディネーター：1 名 区民ワークショップ支援職員：5 名 区民ワークショップ支援受託業者：5 名 (ファシリテーター) 事務局：3 名 ※傍聴者 1 名	
次 第	1. 開会 2. 第 3 回区民ワークショップ記録について 3. 第 2 回運営委員会報告 4. グループ検討 5. グループ検討の発表 6. 広報編集チームの募集 7. 閉会 (閉会后、広報編集チームの準備会を開催)	
配布資料	資料 1	第 3 回板橋区自治基本条例区民ワークショップ記録 (案)
	資料 2	板橋区自治基本条例区民ワークショップ 第 2 回運営委員会報告
	資料 3	中間報告書の作成に向けたグループ検討のまとめ方 (記録)
	資料 4	板橋区自治基本条例区民ワークショップ これまでの意見 (抜粋)
	資料 5	日本国憲法及び地方自治法の概要
	参考資料 1	第 4 回板橋区自治基本条例区民ワークショップ記録 (案)
	参考資料 2	板橋区自治基本条例区民ワークショップ これまでの意見 (案)

## 1 開会

### □コーディネーター

- ・ 本日は、1 名の傍聴者がいらっしゃいますので、ご報告いたします。

## 2 第 3 回区民ワークショップ記録について

### □コーディネーター

- ・ 「第 3 回区民ワークショップ記録」について、会員の方々から、2 つのご意見をいただきました。詳しくは資料 2 に記載していますが、その意見のとおり修正していますので、資料 1 としてお配りした記録 (案) の (案) をとって確定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

- ・ それでは、記録と資料を公開いたします。
- ・ 参考資料 1 として、第 4 回区民ワークショップ記録 (案) も本日配付してあります。ご意見・ご要望がありましたら、8 月 26 日 (木) までに事務局あてに文書でお願いしたいと思います。

### 3 第2回運営委員会報告

#### □コーディネーター

- ・ 第2回運営委員会を7月29日(木)の午後7時15分から開催しました。運営委員会の報告を資料2に基づいて、第2グループのリーダーである藤沢さんをお願いしたいと思います。

#### □運営委員による資料2の説明

#### 【質疑・意見】

○運営委員の選出の根拠を改めて確認したい。

#### □コーディネーター

- ・ 各グループから互選によってリーダー及びサブリーダーを選出し、5名のリーダーで運営委員会を構成しています。

○会員からの個々の意見を全て採用できないので運営委員会に一任していると考えますが、これまでの説明の中で「相反する意見があった場合には両論併記する」というものがありました。矛盾するのではないのでしょうか。

#### □コーディネーター

- ・ ワークショップの進め方については運営委員会での検討結果を全体会に提案し、意見があれば頂いて必要に応じて修正して、了承の上、進めていくことにしています。
- ・ 「両論併記」というのは、中間報告書や最終報告書の内容に関して述べています。
- ・ 他にご意見がなければ、運営委員会からの報告に了承頂いたということで次に進みます。

### 4 グループ検討

#### □コーディネーター

- ・ グループ検討に入る前に私から補足説明をします。
- ・ 運営委員会報告にありましたとおり、第2ステップでは、5グループが同じテーマについて検討し、その検討結果をもとに、第3ステップで中間報告書の作成に向けてまとめていきます。中間報告書をどのくらいの内容でまとめるかについては、今後、運営委員会で検討します。
- ・ 第3ステップ終了後に、ワークショップ会員以外の区民の方々に対する意見交換会を開催します。その場で意見交換をする時に、他の区民の方々に自治基本条例を知ってもらい、意見をいただくための資料として中間報告書をまとめると考えていただきたいと思います。
- ・ そこで今回からは、少しステップアップし「中間報告書の作成」をイメージしながら、意見を出し合いたいと思います。
- ・ 資料3に、各グループ検討の記録をこのような形でまとめていくと、中間報告につながるやすいのでは、というイメージで私の案を作成してみました。
- ・ 具体的には、条例に盛り込みたい内容について、各グループで一定の方向性が出ましたら、枠の中に記載し、その理由や関連意見を枠の外に記載するという形で整理

することを提案します。この資料も参考にさせていただきながら、各グループで工夫をして整理していただきたいと思います。

- ・ また、本日の検討テーマである、区民・議会・行政の役割については、今回と次回の2回で検討します。区民・議会・行政と3つのテーマがありますが、時間配分については、各グループにお任せします。
- ・ 資料4「ワークショップでのこれまでの意見（区民・議会・行政の抜粋）」、資料5「日本国憲法及び地方自治法の概要」を参考にしてください。
- ・ グループ発表終了後、広報編集チームを立候補により募集しますので、考えておいてください。

○本日のテーマについて、ある程度の基礎説明が必要ではないでしょうか。例えば議会についての基本的な概要をおさえた上で自分たちの解釈を考えるように進めては。

○議会は、議員で構成されており、議員との意見交換をする場が必要だと思います。

#### □コーディネーター

- ・ あくまでも私見ですが、議会に対しては、実際に意見交換会を開催したり質問を投げかける方法もあると思います。むしろそのような動きがあるべき姿かと思います。また、区長に対しても同様でしょう。
- ・ 次回の運営委員会で検討したいと思います。

○テーマに「区民」とありますが、町会自治会とも関連して「自治力UP」の取組が進められています。それらとの整合を図ったり、方向性を合わせる必要があるではないでしょうか。

#### □コーディネーター

- ・ おっしゃるとおりだと思います。これも私見ですが、地域情報連絡会が2箇所モデル実施されつつあります。そのことを条例に盛り込むのかどうか、各グループで検討していくべきだと思います。

○議会や地域会議も同様に、みんなで一緒にまちづくりを進めていかなければなりません。議会や町会・自治会にも新しい風を送り込みたいと思っています。

○区民をまず中心に持って行きたいと考えます。議会を区民がチェックする協議会を作っている自治体もあるようです。

#### □コーディネーター

- ・ 検討の中身の議論に入っているようなので、これからグループ検討を始めてください。

#### □5グループに分かれての検討

※グループ検討の記録は別紙参照

## 5 グループ検討の発表

#### □グループごと発表者による発表

#### □コーディネーター

- ・ 各グループで煮詰まった議論がされ、少しステップアップした印象を受けました。

- ・ 第1回の基礎資料2のp54～56に「板橋区区民参加推進規程」が掲載されており、今回及び次回のテーマに関連すると思われるので参考にして頂きたいと思います。

## 6 広報編集チームの募集

### □コーディネーター

- ・ それでは広報編集チームに入ってくださいの方を立候補で募ります。  
(3名の会員が挙手)
- ・ ありがとうございます。この3名で広報編集チームを発足します。この後、打合せの日程調整を行いたいので、少し残ってください。

## 7 閉会

### □事務局

- ・ 次回は、9月9日（木）、会場をグリーンホールに変更して開催しますのでご注意ください。
- ・ それでは第5回自治基本条例区民ワークショップを終了します。ありがとうございました。

## 第5回板橋区自治基本条例区民ワークショップ グループ検討の記録

検討テーマ：区民・議会・行政の役割について

### 第1グループ

#### 1. 区民

##### 【区民とは】

- ・ 区をより良くしようと努める人。

##### ⇒関連意見

- ・ 安全安心を担う人を区民としたらどうか。
- ・ 住民相互にコミュニケーションに携わらなければならないとしたらどうか。
- ・ 板橋区に係わる人は「区民」。
- ・ 板橋を良くしていこうとする人はみな「区民」。
- ・ 条例をつくった時に、外国人も対象とすることはできるのか。働いている人が該当するのであれば、外国人も該当するはずでは。
- ・ 未成年はどう扱うのか。

##### 【区民の責務・役割】

- ・ 自治に参加する。
- ・ ルールを守る。
- ・ 区に関する情報を知る。
- ・ 互いに協力する。

##### ⇒関連意見

##### （参加）

- ・ 自治への参加と関心を持たなければならない。

##### （ルールを守る）

- ・ 市民社会の最低限のルール（マナー）を守らなければならない。
- ・ 良識ある社会人としての義務を果たす。
- ・ 自分たちで決めたルールを守ること。
- ・ 決めたことを実行しない人には権利はない。

##### （知る）

- ・ 区民等は、区政に関する情報を知る権利を有し、納税の義務を負うものとする。
- ・ 板橋区に関する情報を知る権利がある。

##### （協力）

- ・ 隣人との交流と助け合い。
- ・ 弱者（障害者、老人、子供）へのいたわりやうやまいの心を持つ。
- ・ 住民同士の協力が必要。

### 【区民の権利】

- ・ 区政に参加する権利がある。
- ・ 参加しないことによる不利益な扱いを受けない。
- ・ 安心・安全・快適な生活をする権利がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 参加・意見を言う権利、役割、投票、パブコメ、ワークショップ。
- ・ 区民は、区政の主権者であり、区政に参加する権利を有する。参加しないことによる不利益な扱いを受けない。
- ・ 区への発言（自治参加）をする権利がある。
- ・ 自分の意思で住み続けられること。

## 2. 議会

### 【政策決定過程の透明化】

#### ⇒関連意見

- ・ 政策決定過程を明確にしてほしい。
- ・ この区民ワークショップでは、議会とけんかになるかもしれないが、突っ込んだ議論をしたほうがよい。

## 第2グループ

### 1. 区民

#### 【『区民』とは】

- ・ 区の住民基本台帳に登録された人や区内に住んでいる人を基本とし、更に区内に通勤、通学している個人も含んだ範囲までを区民とする。
- ・ 板橋区に籍を置き、板橋区の発展のベクトルの方向性を共有する個人、団体を区民とする。

#### ⇒関連意見

- ・ 「区民」と「住民」の違いは何か？
- ・ 一般的に「住民」は住民基本台帳に登録されている人として法的定義はあるが、「区民」という法的定義は無い。従って、この自治基本条例で区民の定義をする意味がある。
- ・ 「区民」とは、実態は住んでいる人を指しているのではないか。そうした意味ではあいまいな考え方であり、自治基本条例に定義する意味はないと考える。
- ・ しかし、この条例の対象範囲を明確にすることから、やはり「区民」の定義はしておく必要性はある。
- ・ その意味では、板橋区の発展の方向性を共有する人や、団体や災害時に助け合うことの必要性から板橋区内の企業等も区民の対象とする。また、板橋区のために人材育成している企業もあり、これらも「区民」とする意味がある。

- ・ 区内のホームレスも区民とするのか？

### 【区民の責務（役割）】

- ・ 区民は、積極的に自治会・町会活動やボランティア活動に参加する。
- ・ 区民は、区政の情報を知ろうとする努力をするとともに、区民の情報を行政に伝える努力が必要である。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民は町会に加入すべきである。
- ・ 区民が自ら責務や役割を気持ちとして自覚することは大切であるが、条例に「すべき」として規定することは実態として意味が無い。
- ・ 行政からの情報がないとよく言うが、住民も行政に情報をよく伝えていない。今回の亡くなられた高齢者の年金受取問題もその例である。

## 2. 議会

### 【議会の責務（役割）】

- ・ 板橋区の発展方向を明確にして、長期的なグランドデザインを構築する役割がある。
- ・ 議会は、区民の意向を行政に反映するとともに、行政をチェックする役割がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民、住民の要望などの状況把握に努力して、それを行政の施策に反映して欲しい。
- ・ 議会では、党派を超えて議論をして欲しい。

### 【議員の責務（役割）】

- ・ 議員は、区民の代表として、区民の声を確実に正確に議会に伝える責務がある。
- ・ 議員は、議会の内容を詳細に区民に知らせる責務がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民からは、議員が何をやっているのかよく分からないのが実態である。
- ・ 区や区民のこと本当に真剣に考えているのかどうか分からない議員がいる。
- ・ 職業化している議員が多いのではないか。
- ・ 現在の議員数が適切なのか。
- ・ 今の議員の報酬は高くはないか。
- ・ 議員の報酬は日当にすべきではないか。
- ・ 議員の定数や報酬について検討する必要がある。
- ・ 議員は自治会会長や自治会役員から選出するようにする。そうすることによって、選挙費用が削減されるし、自治会・町会に若い人も参加してくるようになる。

### 3. 行政

#### 【区政の基本的役割】

- ・ 区政には、区民が安心して生活でき、また区が発展していく上で必要な事項を定め、区民に提示し、推進していく基本的役割がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 区政の役割にはいろいろあるが、基本的なこと、原則的なことを先ず盛り込むことが大事である。

#### 【区政運営の責務】

- ・ 区政運営にあっては、区民の意見、区民からの情報収集に努めることを原則とする。
- ・ 区には、区政運営についての区民への説明責任がある。
- ・ 区の財政を豊かにする、区の収入を安定的なものにする役割がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民の意志を汲んだ行政運営をして欲しい。
- ・ 区民と行政との情報交換が良く行われていない。
- ・ 近年、特に個人情報保護の観点からも区民と行政との情報交換が上手くいっていない。縦割り行政によって、情報交換が上手く機能していない面もある。
- ・ 区長や行政職員はどのような方法で区民の意見を汲み取ろうとしているのか？
- ・ 企業誘致なども含めて、区財政が豊かになる方法を検討して欲しい。

### 4. その他

#### 【条例を作成するにあたって】

- ・ これからの30年、50年先を想定して条例を策定することが大切である。
- ・ 条文化にあっては、区民誰もが分かり易い文章表記とする。

## 第3グループ

### 1. 区民

#### 【区民の定義】

- ・ 住民であり、納税が基本。選挙権のある人。
- ・ 学生や事業者を含む。
- ・ 事業者は区民とは別に定義する（豊島区）

#### ⇒関連意見

- ・ 自治基本条例の多くは、区民の権利の行使を重点に掲げている。区民の範囲を拡げ過ぎない方がよい。
- ・ 日本国憲法でいう国民は日本人であり、外国人は含んでいない。
- ・ 外国人でも納税している人がいる。
- ・ 板橋区を良くしていくという役割は住民だけにあるのではない。
- ・ 「区民」の定義は、自治基本条例を守ってもらう根拠となる部分であり、学生などを含めないことが板橋区にとってよいことになるのか。

- ・ 日中、板橋区にいる人には、この条例を守ってもらいたい。
- ・ 学校での生活というのは、住民と同じ生活空間とはいえないのではないか。
- ・ 「区民」とは、まずは住民であることはわかるが、学生はどのように受け入れてもらえるのか。
- ・ 法人としての発言も必要ではないか。
- ・ 「住民」か「区民」かという議論は、後で出てくる「コミュニティ」でもなされるので、そのときに、もう一度判断すればよい。

## 【区民の権利】

### ⇒関連意見

- ・ 「区民の役割」というより、「権利と責務」という項目たてがよい。

## 2. 議会

### 【議会の責務】

### ⇒関連意見

- ・ 憲法や地方自治法における議会の機能を理解した上で、議論をする必要がある。
- ・ 法律まで見る住民は少ない。住民に伝えるために、条例で重ねて掲げておくことが必要である。
- ・ すでに法令で原則が決まっている。条例で盛り込みづらい。
- ・ 豊島区の条例は、法律に重ねて、権限や役割を盛り込んでいる。
- ・ 議員や行政の権限を狭めようとしているように感じる。
- ・ 豊島区の条例など、議員にとってはきつい内容となっている。議員自身はどう感じ、どう受けとめているのだろう。
- ・ 議員や議会の意見を入れたものにしたい。
- ・ 議会を傍聴したときに、新聞を拵げて読んでいて、議論に参加していない議員がいた。そんな議員は要らない。定数増などトンでもない。
- ・ 本会議の前に、すでに決まっていて、ある意味、セレモニーである場合もある。
- ・ 議会のほかに、地域評議会とか、第2議会などを設ける。名古屋市長方式がよい。
- ・ 予算は議会が決めることである。それが行き過ぎたときにはチェックが必要になる。

## 3. 行政

### 【区長の責務】

- ・ 区長は、住民の意見をよく聞いて区政運営を行うこと。

### ⇒関連意見

- ・ 現区長は、“聞く”という姿勢を持っている。この会議も区長が参加して始まっている。
- ・ 区民からの要望で聞いてもらえない事項もある。住民同士の話し合いが前提にあり、より広い合意ができれば実現の可能性が強くなる。

## 4. その他

### 【条例の性格】

- ・ この条例は、区の最高規範なのか、“一緒に仲良くやりましょうね”というレベルなのか、どのあたりになるのだろうか。
- ・ 自治基本条例が「自治体の憲法」なら、ほかの条例はこれに適合させることになる。対象となる「区民」の定義も、どこまでを考慮したものと捉えておくべきなのだろうか。
- ・ 努力目標という程度のものがよいと思う。

## 第4グループ

### 1. 区民

#### 【自治の主体】

- ・ 「板橋区は区民が創る」ことを明記する。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民が自治の主体であり、板橋区は区民の総意で創られていくことを区民全員の共通認識にする。
- ・ 自治の主体としての区民は最初に表記するようにしたい。

#### 【区民の定義】

- ・ 住民、通勤・通学者、企業を営業者とする。

#### ⇒関連意見

- ・ 幅広く区民をとらえて定義する。
- ・ 他の区条例等での区民の定義はどのようになっているのか知りたい。

#### ⇔反対意見

- ・ 区民として「住民、通勤・通学者、企業を営業者」を同一に扱おうのは反対。「区民(住民)」と「準区民(通勤・通学者、企業を営業者、活動している人)」と分けて捉える。それは、区政への負担の負い方が違うから、サービスの便益も違ってくると思う。

#### 【区民の権利】

- ・ 区民は、行政サービスを平等に受ける権利がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民なら誰でもが、区の行政サービスを均しく受ける権利がある。

#### 【区民の役割】

- ・ 「区民の責務」という表現はしないで、「役割」とする。
- ・ 区民の役割は、自治を推進するシステムを創り、参加すること。

#### ⇒関連意見

- ・ 区民が創る条例なので、責務という表現は適当でない。

- ・ 区民自ら自治を推進するものとして、その仕組みを創り、創ったら参加することを役割と考える。

#### ⇔反対意見

- ・ 参加することを区民の役割（義務）にすると、若い人は反発すると思う。

## 2. 議会

### 【議会・議員の役割】

- ・ 議会は、区の将来設計を行う責任がある。

#### ⇒関連意見

- ・ 議会活動の内容により、区の将来が決まる。

### 【議会の公開、開かれた議会運営】

- ・ 議会活動を地域に知らしめる活動を行う。
- ・ 議員の日常活動の透明化を進める。

#### ⇒関連意見

- ・ 日常的に議員がどのような活動をしているのか見えないところがある。日常的に区民と意見交換するようなことがあってもよい。
- ・ 議員は、支持者への説明ではなく、広く住民に議会活動の内容を説明し、区民と意見交換の場を持つ。
- ・ 議員と住民の意見交換の場を持つ。

### 【議会と自治基本条例との関係】

- ・ 議員の議会活動がしやすいように、条例を検討する。

#### ⇒関連意見

- ・ 自治基本条例ができることにより議員の議会活動がしやすい内容に今後検討していくことが必要だ。

## 3. 行政

### 【区長・行政の責務】

- ・ 適切な計画策定を行う。

#### ⇒関連意見

- ・ 区長、行政は、区民、職員と現状に対する課題認識を共有する努力を行い、問題解決の実現に努める責任がある。

## 第5グループ

### 1. 区民

#### 【『区民』とは】

- ・ 区内に在住、在勤、在学する個人。
- ・ 町会自治会、区内の事業者、大学・学校などの法人その他団体も、個人としての「区民」ではないが、自治基本条例の「対象者」である。表記方法は別途検討する。

## ⇒関連意見

- ・ 法律上の「区民」の定義があるとすれば、その定義とこの条例での定義が異なってもいいのか？
- ・ 一般的に「区民」と言えば「住民票のある個人」を指すだろう。
- ・ あるいは、「税金を支払っている人」を指すのではないか。
- ・ とはいえ、この条例で「自治の担い手」として考えるべき「対象者」は、法律上の定義や住民票の有無、納税の有無に関係なく、板橋区で過ごし何らか関係している人と考えたい。
- ・ その意味では、「在住、在勤、在学する個人」を基本としよう。

⇨ただし、区内に住む外国人も「区民」に含まれ、不正に権利を乱用されるような事件が起きないとも限らない。国では、外国人参政権の問題が話題になっている。慎重に考えたい。

### 【区民の権利】

- ・ 議会や行政にやってもらいたいことを言える権利。
- ・ 区政に参加する権利。
- ・ 区政に参加する前提として、区政の状況などの区政情報を知る権利。
- ・ 行政サービスを受ける権利。
- ・ 行政サービスを良くする権利。

## ⇒関連意見

- ・ 豊島区の条例の「区民の権利」と「区民の責務」を読むと、非常によくまとまっていると思う。これ以外に、板橋区らしさが出せないか。
- ・ 豊島区の条文であっても、理念的に権利を書いたとしてもそれを行使する区民が少ないのではないか。もっと表現に工夫が必要だ。
- ・ 条文では理念的にならざるを得ない。それよりも、条例をつくった後、どう広げて知ってもらい、活用するかが重要だ。
- ・ 「行政サービスを受ける権利」などは他の法令で定められており、自治基本条例に書かなくても、現在でもサービスを受けることができている。こういったことも改めて盛り込む意味があるのか。

⇨区民にとって重要で基本的なことであれば、この条例に改めて明文化する意味があると考えられる。

- ・ 「区政に参加する権利」について、参加したくても時間がなく参加できない、というケースが多いと思う。そのため、議会への陳情などの形で意見を言ってきたように思う。それは公平・平等なことではないが、しかし区民ワークショップのような参加の場も、区民の代表として選ばれたわけではなく、公平・平等とは言えないのではないか。
- ・ しかし、たとえば、道路のある危険箇所カーブミラーをつけて欲しい、という要望を個別に出すことと、他にも危険箇所がないか調べて優先順位を付けることとは違う。

### 【区民の責務（役割）】

- ・ 自分の発言に責任を持って、議会や行政に頼るだけでなく、自分も課題解決に向けて努力をする。
- ・ 自分の発言に責任を持って、他人の意見を聞いて、自分に間違いがあれば認めること。
- ・ 課題の解決に対して行動する。
- ・ 区政の情報を知ろうとする努力をする。

#### ⇒関連意見

- ・ 権利と責務・役割はセットで考えるべき。
- ・ 行政サービスを受けるばかりではなく、自分の出来ることを返していく意識が必要だ。
- ・ 議会や行政に対して思いつきで意見はしてほしくない。
- ・ 思いつきであっても自由に意見が言い合える事が大事で、他の人の意見を聴いて自分の考えを改めることもあるだろう。
- ・ 行政に情報提供を求めるだけでなく、区民もそれをしっかりと受ける義務がある。

## 2. 議会：次回の検討事項

## 3. 行政

### 【区政情報の効果的な発信】

- ・ 区は、窓口や広報、インターネットなど多様な方法を効果的に使って、区政情報を発信する。
- ・ 特に、区民参加の会議等の情報を、誰もが知ることが出来るよう、多様な方法を使って情報提供すること。

#### ⇒関連意見

- ・ 区政に参加したくても時間がなくて出来ない、というケースが若い人たちには多い。しかし若い世代も、区の会議やワークショップのテーマに関心を持っている。そのため、参加できない人も、会議やワークショップの様子を見たり、情報を得られたり、意見を言える仕組みがあるといい。
- ・ インターネットやツイッターを活用して区が情報発信してほしい。インターネット上にも、板橋区の区政やまちづくりに関心のある人が多くいる。その人たちの声を聞く仕組みがあるといい。
- ・ 例えば、ツイッターで板橋区の公式アカウントを作成し、「区報を発行しました。」といった情報を出すだけで、区報を見る人が増えると思う。現在、コンビニにも区報を置いているので、若い世代には特に有効だろう。
- ・ インターネットは、特に高齢者には使えないことが多いので、従来のように、窓口での情報発信や相談、手紙、広報紙も活用すべきだ。

## 【個人情報保護と高齢者の安否確認】

### ⇒関連意見

- ・ 民生委員が高齢者の安否確認を行っているが、全てを把握することは非常に労力がかかり難しい。
- ・ 中野区では、個人情報保護の壁をはずし、高齢者の所在について町会に提供できるようにする条例の制定を目指しているようだ（※下記に報道記事を掲載）。

### ※高齢者の個人情報、区民に提供—中野区が孤独死問題で初の条例化へ

社会問題化している高齢者などの孤独死問題をめぐり、東京都中野区が区民に平常時でも高齢者の個人情報を提供する条例の制定を目指していることが、4月1日までに分かった。地域のネットワークにより、孤独死につながる可能性のある高齢者の見守り体制を強化するのが狙いで、こうした条例は全国でも初めて。

中野区が年度内の成立を目指しているのは「地域支えあいネットワーク推進条例」（仮称）。提供する個人情報は、70歳以上の単身および75歳以上の高齢者のみ世帯の高齢者、障害者の「氏名」「住所」「年齢」「性別」の4つ。高齢者の個人情報は、本人が開示を拒否しない限り、原則として提供する。障害者の個人情報開示は、本人の事前同意を前提とする。

トラブルなどを避けるため、個人情報の開示はまず、町会や自治会の役員など地域支援活動をする区民に限定する方向で検討している。町会の役員などは入手した個人情報を活用することで、高齢者や障害者の見守り活動を効率的かつ広範囲に行えるという。

既に中野区の4地域のうち「中野」や「中央」がある中部圏域で区民との意見交換会を実施。近くパブリックコメントを求めた上で条例案をまとめ、年度内の成立を目指す。成立すれば、来年度にも高齢者や障害者の見守り活動が区全域に広まる。

意見交換会では区民の負担増を懸念する声もあったため、中野区では「玄関に新聞がたまっている」「雨天に洗濯物が干してある」などの異変があれば、個人情報と照合して区の窓口連絡する程度の活動を求めていく方針。

中野区は2004年度から「高齢者見守り支援ネットワーク」事業で、希望する高齢者を区民が見守る活動を推進してきた。しかし、支援が必要な高齢者が名乗りを上げなかったり、地域ごとの活動にばらつきがあったりするなどの問題もあった。個人情報を閲覧できる民生委員の活動にも、人数が足りないことなどから限界があった。

高齢者や要介護者の個人情報を災害時に開示する条例は他の区市町村でもあるが、平常時に開示できる条例は全国で初めてとなる。（2010年04月01日 21:38 キャリアブレイン）